

落とし物の扱いについて

株式会社丸三興業
業務部 鈴木 智

はじめに、落とし物や忘れ物を拾った場合には法律上、拾得物になります。拾得物は「遺失物法」という法律で取り扱いが定められております。

私どもは、拾得物と出会う可能性が高い業種になります。

例をあげると、産業廃棄物などのゴミに交じっている可能性、側溝の清掃、トイレの排水槽の清掃時などに小銭、財布及び貴金属などの拾得物が考えられます。

弊社で管理を請負っている公共の公衆便所では、携帯電話を落とす方が多く、排水の地下水槽によく落ちています。落ちていた携帯電話などは洗浄し役所の担当者が拾得物として近くの交番に届けています。

以前、史跡（歴史上の重要な痕跡等が残り、文化財保護法に基づき指定された場所）の山でトンネルを掘る国の事務所に外向しておりました。トンネルを掘ることにより地下水が無くなり、山頂付近にある歴史的な井戸の水が無くなるなど反対派からの指摘により、ボーリングによる観測井戸、沢に堰を作り流量観測などを行っておりました。

その場所は、戦国時代の城跡で合戦がおこなわれていたことで知られています。

ある時、大雨が降った後に工事業者から、人の骨らしきものが観測用の堰につまると連絡が入り、警察にも連絡したうえ現地確認したところ、事件性は無く戦国時代の戦で亡くなった方の遺骨であろうとの事でした。

その後も大雨により斜面の土砂が流出し、同様の事例が複数回ありました。取り扱いとしては、死体ではなく、遺失物法の中で拾得物として処理されました。

当時は6か月間警察で保管し、引き取りが無ければ拾得者又は土地所有者に返還する扱いになりました。遺骨は適切に供養し、埋葬しております。

また、平地部分の工事では、埋蔵文化財の指定範囲から土器などの発見もあり、土器も遺失物としての取り扱いとなり、必要期間は警察で保管し、地元自治体の教育委員会などに引き渡されます。

お金などの金品、土器及び人骨まで同じ「遺失物法の拾得物」として取り扱われます。

拾得物は「本来の持ち主」「土地所有者」「所有者が現れない場合には拾った人」のものに

なります。

なお、拾得物を懐に入れたりした場合には、「遺失物横領罪」で懲役または罰金に科せられます。

私どもの業務では、公共の公園や施設で金品を拾った場合には、施設管理者に報告し施設管理者が届出を行う事が望ましいと考えます。

ゴミの中に混入した拾得物は、「可能な限り排出事業者を特定し、内容を確認したうえで返却する」又は「警察に届ける」などの対応を取っていきます。

ネコババは立派な法律違反になりますので、弊社の従業員一同注意していきたいと思えます（笑